

「伝統産業技術後継者マッチング事業」企画・運営業務
受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「伝統産業技術後継者マッチング事業」企画・運営業務の委託について、参加者から提出された提案書類を審査するため、「伝統産業技術後継者マッチング事業」企画・運営業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会を、次の各号を掲げる者をもって組織する。

- (1) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室伝統産業課長
- (2) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室染織係長
- (3) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室工芸係長
- (4) 京都市産業観光局産業企画室ひと・しごと整備係長

2 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 「伝統産業技術後継者マッチング事業」企画・運営業務 受託候補者選定評価基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室伝統産業課長とする。
- 3 委員長は選定委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(評価基準)

第7条 委員会は前条に規定する審査等の実施に当たり、別に定める評価基準に基づき評価する。

- 2 委員会は、前条に規定する評価の実施に当たり、必要に応じて、応募者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングを行うことができる。

(事務処理等)

第8条 選定委員会に関する庶務は、産業観光局クリエイティブ産業振興室が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は委員長と事務局が協議のうえ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は受託候補者の選定完了の日をもってその効力を失効する。